

平成21年度薬務関係主管課長会議資料
(説明事項編)

平成22年2月23日

厚生労働省医薬食品局

目 次（説明事項）

医 薬 食 品 局

（予算関係）

平成22年度医薬関係予算案について	1
-------------------	---

（総務課）

1. 薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の動き	8
2. 医薬品販売制度改正について	9
3. 医薬分業の推進について	13
4. 薬剤師の資質向上について	16
5. 医薬品の適正使用等の啓発について	18
6. 情報公開の状況	20

（総務課医薬品副作用被害対策室）

1. 医薬品等による健康被害救済制度	21
2. 特定製剤によるC型肝炎感染者の救済について	24
3. 医薬品等による健康被害者の恒久対策について	26
4. 平成22年度予算（案）について（新規事業）	29

（審査管理課）

1. 医薬品の迅速な提供	30
2. 医薬品の承認審査	32
3. 医薬品の再評価	37
4. 承認審査等に関する国際的調和の推進	39

（審査管理課医療機器審査管理室）

1. 医療機器の提供の迅速化	40
2. 医療機器の承認審査等	42
3. 医療機器規制に関する国際的調和の推進	45
4. おしゃれ用カラーコンタクトレンズの薬事法に基づく規制	46

（審査管理課化学物質安全対策室）

1. 毒物劇物対策	48
2. 化学物質安全対策	50

(安全対策課)

1. 医薬品、医療機器等の市販後安全対策等の状況	5 5
2. 医療事故防止対策（医薬品・医療機器等関連事項）	5 7
3. インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動の情報収集に関する研究	5 9
4. 新型インフルエンザワクチン接種後の副反応に対する対応体制について	6 1

(監視指導・麻薬対策課)

1. 薬事監視の状況について	6 2
2. GMP/QMSについて	6 5
3. 後発医薬品の品質確保について	6 7
4. 麻薬・覚せい剤等対策について	6 9
5. 違法ドラッグ対策について	7 5
6. 医療用麻薬の提供体制の整備について	7 6

(血液対策課)

1. C型肝炎ウイルス検査の受診勧奨	7 8
2. 献血の推進について	8 0
3. 原料血漿の確保	8 3
4. 血液製剤の安全対策の推進	8 4
5. 血液製剤の適正使用の推進	8 7
6. 新型インフルエンザワクチンの供給について	8 8

医 政 局

(経済課)

1. 医薬品産業政策の推進について	9 2
2. 医療機器産業政策の推進について	9 3
3. 後発医薬品の使用促進について	9 4
4. 薬価調査・特定保険医療材料価格調査について	9 5
5. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について	9 6
6. 薬事工業生産動態統計調査について	9 7
7. 災害等の発生に備えた医薬品等の供給、管理等について	9 8

(研究開発振興課)

治験・臨床研究の活性化について	1 0 0
-----------------	-------

予 算 関 係

○平成２２年度医薬関係予算案について

平成２２年度予算案 １０，２８１百万円
 (９，２８１百万円)

平成２１年度予算額 １５，２６２百万円
 (８，６２３百万円)

対前年度増減額 △４，９８１百万円
 (６５８百万円)

対前年度 ６７．４％
 (１０７．６％)

※ 括弧内は、新型インフルエンザワクチンの買上を除いた計数である。

※ 計数については、整理上、変更があり得る。

＜主 要 事 項＞

- I 医薬品・医療機器の安全対策の推進
- II 新医薬品・医療機器の迅速な提供
- III 新型インフルエンザ対策
- IV 安全な血液製剤の供給確保
- V 薬剤師の資質の向上等
- VI 麻薬・薬物対策
- VII 化学物質安全対策の推進
- VIII その他

(21年度予算額) (22年度予算案)

百万円

百万円

I 医薬品・医療機器の安全対策の推進

1, 007 → 1, 019

「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」(以下「検証・検討委員会」という。)の第一次提言(平成21年4月30日)を踏まえ、安全対策等の充実・強化を図る。

○ 医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(医薬品安全対策事業)

395 → 502

検証・検討委員会の中間とりまとめ(平成20年7月31日)を踏まえ、平成21年度は、医薬品医療機器総合機構の安全対策要員の増員(47人)等を行ったところである。

平成22年度においては、その平年度化に伴い必要となる経費を確保し安全対策事業の円滑な実施を図る。

○ 医薬品等安全性情報提供費

18 → 17

検証・検討委員会の第一次提言を踏まえ、医療機関における安全対策の取組強化として、医療現場に対する効果的な情報提供手段の検討、プッシュメール(医薬品医療機器総合機構による情報配信サービス)の活用促進を図る。

○ 薬害教育推進等事業費

0 → 13

検証・検討委員会の第一次提言を踏まえ、若年層に対し、医薬品の正しい知識や薬害に関する理解を深めるとともに、医薬品の適正使用や安全性に係る意識の醸成や被害者への差別・偏見の解消を図るため、効果的な教材や教育のあり方について検討し、中学生を対象とする薬害教育用の教材を作成・配布する。

○ 薬剤師生涯教育推進経費

0 → 21

検証・検討委員会の第一次提言等を踏まえ、チーム医療や地域医療の推進に貢献する薬剤師を育成するため、先進的な取組を行う病院・薬局において実地研修を行う。

○ 医薬品等監視指導費(医薬品個人輸入等監視対策推進費)

11 → 15

検証・検討委員会の第一次提言を踏まえ、個人輸入される未承認医薬品等について、薬監証明時における数量等をデータベース化して使用実態を把握し、副作用情報等の注意喚起及び個人輸入に係る注意喚起のための啓発を行う。

○ GMP調査体制強化対策費

0 → 2

検証・検討委員会の第一次提言を踏まえ、医薬品医療機器総合機構及び地方自治体の査察部門の資質向上を図るため、諸外国のGMP査察基準等を比較検証し、国内におけるGMP査察の国際整合化について検討を行う。

(21年度予算額)(22年度予算案)

百万円

百万円

Ⅱ 新医薬品・医療機器の迅速な提供

781 → 1,639

ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消に向けた施策を着実に実施するとともに、国民からのニーズの高い未承認薬等の提供の迅速化を図る。

○ 未承認薬等審査迅速化事業費

0 → 959

医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬等を最優先に審査する体制（審査期間を12か月から6か月に短縮）を引き続き整備する。

当該予算は、平成21年度第一次補正予算の執行停止にかかる平成22年度分の予算措置である。

(参 考)

○ がん、小児等の未承認薬等の審査迅速化（平成21年度第一次補正予算42億円）

医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬等を最優先に審査する体制（審査期間を12か月から6か月に短縮）を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。

当該予算については「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」（平成21年10月16日閣議決定）により、42億円のうち、25億円を執行停止。

○ 未承認・適応外医薬品解消検討事業費

0 → 63

平成21年度補正予算において、平成23年度までに未承認薬等を解消する集中的な取組を行うため、研究開発の公的支援、承認審査体制の整備等に関する措置が講じられたところである。

これを機に「未承認薬使用問題検討会議」を発展的に解消し、未承認薬だけでなく、未承認適応薬も含めて、医療上の必要性を検討し、承認に至るまでの方策について検討する「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議（仮称）」及びがん、小児等各専門分野に応じたワーキンググループを設置・運営する。

○ 再生医療における制度的枠組みに関する検討費 0 → 10

「規制改革推進のための第3次答申」(平成20年12月)を踏まえ、再生医療に係る共同診療を医療機関間でどのような条件の下に行うことが望ましいか検討しているところであるが(医政局)、引き続き、再生医療製品を広く患者に提供するためには、どのような制度的枠組みがふさわしいか検討を行う。

○ 日中韓規制調査対策費 0 → 2

日中韓保健大臣会合(2007年)の際の共同声明を踏まえ、民族差や制度比較等をテーマとした共同研究・局長会合等を行い、各国規制制度の相互理解を深めながら、医薬品の開発を促進し、迅速な提供を図る。

○ 医療機器国際共同開発・承認促進事業費 4 → 11

米国FDAとの協力・連携の一環として、日米同時開発・承認を目的とした産官学の会合等のプロジェクトを推進し、医療機器の開発促進及び承認審査の迅速化を図る。

(21年度予算額)(22年度予算案)

百万円 百万円

Ⅲ 新型インフルエンザ対策 6,666 → 1,287

インフルエンザA(H1N1)に対する対応、より強毒性と考えられる鳥インフルエンザの発生に備え、新型インフルエンザワクチンの買上等を行う。

○ 新型インフルエンザワクチンの買上 6,639 → 1,000

新型インフルエンザに対応するための新型インフルエンザワクチンを製造し、買上を行う。

○ 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン保管経費等 0 → 260

今年度確保した新型インフルエンザワクチンを、来年4月以降も保管するため、倉庫の借り上げを行う。

(参 考)

- 国産ワクチン生産能力向上（平成21年度第一次補正予算 1,279億円（うち1,039億円をインフルエンザ（A/H1N1）ワクチン購入費に充当）、第二次補正予算案 950億円）

細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

(21年度予算額)(22年度予算案)

百万円 百万円

IV 安全な血液製剤の供給確保

703 → 551

医療に不可欠な血液製剤の安定供給を確保するため、献血に対する国民の意識の向上が図られるよう、普及啓発活動を推進するとともに、献血の際の副作用発生のリスク管理の徹底を図る。

○ 初回献血者のリスク管理の徹底方策

0 → 9

現在検討中である採血基準の見直し（400ml 献血における17歳男性への年齢拡大）に向けて、初回献血者の副作用発生に対するリスク管理の徹底を図るため、問診票回答システムの改修等を行う。

(21年度予算額)(22年度予算案)

百万円 百万円

V 薬剤師の資質の向上等

352 → 284

医療法及び薬事法の改正、薬学部6年制などの環境の変化を踏まえ、薬剤師及び薬局の機能の充実・強化を図る。

○ 薬剤師生涯教育推進経費（再掲）

0 → 21

検証・検討委員会の第一次提言等を踏まえ、チーム医療や地域医療の推進に貢献する薬剤師を育成するため、先進的な取組を行う病院・薬局において実地研修を行う。

(21年度予算額)(22年度予算案)

百万円 百万円

VI 麻薬・薬物対策

319 → 283

大麻事犯(報道)の急増など、薬物事犯情勢は憂慮すべき状況にあることから、引き続き、若年層を中心とした啓発・取締の強化を図る。

○ 薬物取締体制の充実・強化費

(565) → (584)

巧妙化、広域化かつ組織化する麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、暴力団や外国人犯罪組織などの取締体制を強化する。

(地方厚生局麻薬取締部計上)

(21年度予算額)(22年度予算案)

百万円 百万円

VII 化学物質安全対策の推進

526 → 656

「2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化する」との2002年環境サミット合意を踏まえ、化学物質管理に関する国際目標の達成に向け、化学物質の安全性評価を計画的に実施する。

○ 優先評価化学物質に関する毒性等調査費(難分解性物質に関するスクリーニング毒性等調査事業費の組替)

208 → 360

今般の化審法改正を踏まえ、安全性データが不足している物質のうち、環境リスクが高く、中生産量の物質を優先しながら、平成32年(2020年)までの間に約200物質(毎年度20物質)の毒性試験を実施する。

○ ナノマテリアル安全対策推進費

32 → 54

OECD主導のプログラムを踏まえ、我が国が安全性試験を担当するナノマテリアル3物質について、毒性試験を行う。

VIII その他

○ 先天性傷病治療によるC型肝炎対策

0 → 93

先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与されウイルス性肝炎に感染した者について、必要な措置を早急に検討する旨の国会決議がなされたことを踏まえ、医薬品医療機器総合機構による保健福祉事業として、先天性の傷病の治療の際に

血液製剤を投与されC型肝炎に感染した血友病患者等を対象として調査研究事業を実施する。

○ エイズ患者遺族等相談事業の充実

76 → 80

血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族について、高齢化などの現状を踏まえた支援を行うため、実態調査を実施し必要な方策を検討するとともに、遺族が必要な医療を円滑に受けられるための健康相談事業を実施する。

課 務 総 覧

1. 薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の動き

- 平成20年1月のC型肝炎訴訟の全国原告団・弁護団と国との基本合意及び3月の大臣協議を踏まえ、5月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が設置された。
- まず、本委員会では、7月31日に、早期に実施が必要な医薬品等の安全対策について、中間とりまとめを行った。
- また、平成20年10月以降、薬害肝炎事件から抽出される問題点等を踏まえ、薬害の再発防止策について検討を行い、平成21年4月に、医薬品等の開発から承認、市販後にわたる医薬品行政全般について、平成20年度の12回にわたる議論を整理した「第一次提言」を行った。
- 厚生労働省では、第一次提言や中間とりまとめを踏まえ、安全対策の充実・強化等に取り組んでいるところであるが、本委員会では、平成21年度末に、医薬品行政を監視・評価する第三者組織の在り方等について、最終提言を取りまとめる予定である。

2. 医薬品販売制度改革について

現 状 等

【新医薬品販売制度の趣旨】

- 今回の医薬品販売制度（以下「新医薬品販売制度」という。）は、
 - ・ 国民の健康意識の高まりや医薬分業の進展など医薬品を取り巻く環境の変化、
 - ・ 店舗における薬剤師等の不在など制度と実態の乖離、
 - ・ 薬学教育6年制の導入に伴う薬剤師の役割の変化

等を背景に、従来の医薬品販売制度全般の在り方を見直したものである。

具体的には、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、医薬品をリスクの程度に応じて区分し、その区分ごとに、薬剤師又は登録販売者が情報提供及び相談応需を行うこと等を内容とするものである。

【新医薬品販売制度の内容】

- 新医薬品販売制度は、段階を経て、平成21年6月1日から全面施行された。その概要は、以下のとおりである。

- ・ 一般用医薬品についても、程度の差こそあれ、効能・効果とともに、副作用等により健康被害が生じるリスクを併せ持つ。

このため、当該リスクの程度に応じて、薬剤師又は登録販売者が情報提供及び相談応需を行うため、一般用医薬品を第1類医薬品から第3類医薬品に分類することとしたこと（平成19年4月1日施行）。

- ・ 薬剤師とは別に、一般用医薬品の販売に従事する登録販売者の仕組みを設け、その資質を確認するために登録販売者試験を行うこととしたこと（平成20年4月1日施行）。

※ 登録販売者試験については、各都道府県において、平成20年8月から順次実施されており、平成21年6月16日現在、平成20年度の全国の登録販売者試験の合格者数は、延べ58,715人となっている。

- ・ 薬剤師又は登録販売者が適切な情報提供及び相談応需を行うための環境を整備するため、

- ①一般用医薬品の販売は、薬剤師又は登録販売者が対面で行うこと、
 - ②第1類医薬品及び第2類医薬品の情報提供は、薬剤師又は登録販売者が対面で行うこと、
 - ③郵便等販売は、第3類医薬品に限って行うことができること、
 - ④一般用医薬品をそのリスク区分ごとに陳列すること
- 等としたこと。

また、離島居住者及び継続使用者の利便性にも配慮するため、平成23年5月31日までの2年間、離島居住者及び継続使用者に対する第2類医薬品の郵便等販売を可能としたこと。

(平成21年6月1日施行)

今後の取組

- 新医薬品販売制度の内容について、その周知徹底を図るため、引き続き、国民の皆様に対する広報等を実施していく。
- 薬局又は店舗を対象に、
 - ・新医薬品販売制度による販売体制が構築されているか
 - ・同制度による適切な情報提供及び相談応需が行われているか等を調査する予定としているところ、当該調査（以下「一般用医薬品販売制度定着状況調査」という。）の結果を踏まえ、その実効性を高めるために必要な措置を講じる。
- 平成19年に作成した登録販売者試験に係る「試験問題作成の手引き」について、平成21年6月に一部修正したところであるが、引き続き、所要の改訂に向けた作業を行い、本年6月頃までに新たに改訂を行い、お示しする予定。（改訂時期については、都道府県の意見も考慮）

都道府県への要請

- 都道府県等に係る事務の着実な実施
 - ・参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「登録販売者の試験については、国の関与の下、都道府県によって難易度等に格差が生じないようにするとともに、その内容についても一定の水準が保たれるよう指導を行う」とされているところ、

引き続き、国による助言等を尊重することにつき、御協力をお願いしたい。なお、登録販売者試験の実施状況を把握するため、昨年度と同様、今年度を実施された登録販売者試験の受験者数、合格者数等について、4月頃までにお伺いする予定としているので、御協力をお願いしたい。

- ・ 新医薬品販売制度を実効性あるものとして構築するためには、医薬品のリスクの程度に応じた情報提供や相談応需など、薬局・薬店等が遵守すべきルールを明確化した上で、現場で指導・取締りを徹底することが極めて重要であることから、引き続き、通常監視及び一斉監視指導における薬事監視の徹底につき、御協力をお願いしたい。
- ・ 薬事法において、「国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、関係機関及び関係団体の協力の下に、医薬品及び医療機器の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする」とされていることから、引き続き、医薬品等の適正な使用に関する普及啓発につき、御協力をお願いしたい。

○ 施行状況の的確な把握等

- ・ 新医薬品販売制度の施行状況を的確に把握するため、各都道府県における実態等を調査する場合には、引き続き、御協力をお願いしたい。現時点では、
 - ① 郵便等販売の届出状況
 - ② 既存配置販売業者の配置員の資質の向上のための講習の実施状況等
 - ③ 苦情相談窓口の設置状況
 - ④ 登録販売者試験実施状況及び登録販売者数
 - ⑤ 薬局における店舗販売業併設許可の状況
 - ⑥ 改正薬事法下における研修実施状況を調査する予定としている。
また、これに加え、必要に応じて別途各種施行の状況等に係る調査を行うこともあり得るので、御協力をお願いしたい。
- ・ 「一般用医薬品販売制度定着状況調査」では、覆面調査員が各地域の薬局等を調査する予定としているところ、個別の薬局等について情報提供等があった場合には、適切な対応につき、御協力をお願いしたい。

○ 緊密な連携の確保

- ・ 今後、必要に応じてQ&Aの発出や担当者説明会の開催を行うことにより、国

と都道府県等との緊密な連携の確保を図っていく予定としているところ、引き続き、御協力をお願いしたい。

担当者名：高江課長補佐（内線２７１０）、坪井専門官（内線４２１０）

3. 医薬分業の推進について

現 状 等

- 医薬分業は順調に進展しており、平成20年度の処方せん枚数は約6億9千万枚、医薬分業率は59.1%、対前年度比1.9ポイント増となっている。
- 薬局が医薬品等の供給拠点として、地域医療により貢献していくことから、平成18年6月に公布された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の一部施行により、平成19年4月から医療法において、薬局が医療提供施設に位置付けられた。
- 医薬分業の進展を支援するとともに、かかりつけ薬局の育成を図り、医薬分業のメリットがさらに広く国民に受け入れられるよう、平成21年度において、次の事業を実施している。
 - ア) 医薬分業推進支援センターの施設・設備整備費
使用頻度の低い医薬品の備蓄・薬局への譲渡、医薬品情報の収集・提供、休日・夜間時の調剤等の業務を行う医薬分業推進支援センターの施設・設備の整備を行う。(平成4年度～)
 - イ) 医薬分業啓発普及費
医薬分業を広く国民に普及させるため、特に「薬と健康の週間」において、医薬品の適正使用、かかりつけ薬局等についての啓発ポスター等を作成し、医薬分業を推進する。(昭和50年度～)
 - ウ) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業費
薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。(平成20年度～)

平成20年度の医薬分業率の上位・下位10都道府県（日本薬剤師会調べ）

上位10都道府県 (%)		
順位	都道府県	分業率
1	秋田県	77.3
2	神奈川県	73.9
3	佐賀県	72.7
4	新潟県	71.1
5	宮城県	70.2
6	東京都	69.0
7	北海道	67.9
8	沖縄県	67.0
9	岩手県	66.9
10	宮崎県	66.5

下位10都道府県 (%)		
順位	都道府県	分業率
38	奈良県	45.0
39	大阪府	44.7
40	群馬県	44.5
41	石川県	41.7
42	富山県	40.7
42	愛媛県	40.7
44	徳島県	39.5
45	京都府	37.9
46	和歌山県	34.6
47	福井県	27.3

今後の取組

- 医薬分業を推進するために、平成22年度以降も引き続き、医薬分業推進支援センターへの施設・設備整備への補助、医薬分業啓発普及等の各事業を推進していく。
- 日本医療機能評価機構にて薬局ヒヤリ・ハット事例を収集し、集積した情報の分析評価を行い、薬局における医療の安全確保をすすめる。

都道府県への要請

- 各都道府県においては、
 - ① 医薬分業のメリットについての住民、医療関係者等への周知
 - ② 質の高い医薬分業を実現するための薬局、関係団体等への指導
 を行い、医薬分業が国民にとって、よりメリットのあるものとなるよう積極的に取り組み、医薬分業の更なる推進を図られたい。
- 平成19年度、20年度に、薬局の医療提供施設としての役割や、医薬分業の質の向上させるための具体的な方策とその評価指標の検討を目的として、医薬分業計画等作成事業を都道府県に委託して実施したところである。今後その成果を参考に医療提供体制の確保の観点から、より一層、薬局・薬剤師の医療計画への積極的な参画の呼びかけをお願いしたい。

- 薬局ヒヤリ・ハット事例の収集に協力する薬局へ参加登録の働きかけをお願いするとともに、平成19年度に策定した医療安全に関する手順書の作成マニュアルに則り、薬局における医療安全対策が図られていることの確認及び医療事故防止のより一層の徹底をお願いしたい。
- 平成21年6月1日に全面施行された改正薬事法により、薬局においては調剤された薬剤について、書面での情報提供を行うことが義務づけられた。関係省令の周知及びこれに基づく指導を引き続きお願いしたい。

担当者名 桂薬事業務指導官（内4210）

4. 薬剤師の資質向上について

現 状 等

- 平成22年度から薬学教育6年制における実務実習がスタートし、その円滑な実施が図られるよう、実習受入施設となる薬局・病院において実務実習指導に当たる指導薬剤師を養成するための研修事業を平成17年度から実施しており、平成21年度中に1万人を超える実務実習指導薬剤師が認定されている。
- また、医療技術の高度化・専門化の進展に伴い、がん薬物療法等の専門分野における高度な知識・技能を有する薬剤師の医療への関与が求められており、平成18年度から、日本病院薬剤師会において一定の実務経験を有する勤務薬剤師を対象に、がん薬物療法における専門分野研修を実施している。
- 薬剤師の行政処分については、平成20年4月に改正薬剤師法が施行され、戒告処分の新設等を行うとともに、被処分者に対して再教育研修の受講を義務づけることとされた。平成21年4月には「薬剤師の行政処分に関する考え方について」を通知し、平成21年12月には、医道審議会の意見を踏まえ行政処分を実施した。また、平成22年1月には対象処分者に対し再教育研修を行ったところである。
- また、6年制課程を卒業した者に対する薬剤師国家試験については、平成21年度から、薬剤師分科会及びその下に設置された部会において、新たな国家試験の在り方を検討し、12月には同分科会において試験科目の見直し等、新薬剤師国家試験について取りまとめた。

今後の取組

- 一定の実務経験を有する勤務薬剤師を対象に、引き続き、がん薬物療法における専門分野研修を実施し、がん専門薬剤師を養成することとしている。
- 平成22年度から、チーム医療・地域医療に貢献できる質の高い薬剤師を育成することを目的として薬剤師の薬剤師生涯教育推進事業を行うこととしている。
- 医道審議会薬剤師分科会において、薬剤師の行政処分に関する事案の審議を行いその結果を踏まえて、行政処分に関する措置及び再教育研修を引き続き行うことと